感対第６２５－３号
令和８年１１月１１日

福祉部長　様

保健医療部長

レジオネラ症患者等の増加に伴う対応について（依頼）

レジオネラ症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）において四類感染症に位置付けられており、当該感染症の患者を診断した医師は、患者の年齢や性別等を都道府県知事に届け出ることが義務付けられています。

本県では、今年（令和８年）１１月１１日時点で１４３件（速報値）のレジオネラ症の届出があり、これは過去１０年間で最も届出が多かった令和６年の１４１件を既に上回っております。

レジオネラ症は、土壌等に生息する菌に汚染されたエアロゾル（細かい霧やしぶき）や粉じんを吸い込むことで感染し、重篤な肺炎を引き起こすことがある病気です。人から人へは感染しませんが、代表的なエアロゾル感染源として加湿器や循環式浴槽などが報告されています。

高齢者や免疫機能が低下している方は重症化しやすいため、各福祉施設においては施設内の加湿器や循環式浴槽などの衛生管理に留意するとともに、肺炎が疑われる高熱や息苦しさを訴える入所者等がいた場合には、早めに医療機関へ受診するよう、貴部所管の関係各機関に周知をお願いいたします。

なお、本件については、別添のとおり一般社団法人埼玉県医師会、県保健所あてに依頼しておりますことを申し添えます。

担　当：感染症対策課　感染症担当
電　話：048-830-7330
E-mail：a3510-17@pref.saitama.lg.jp